

## 第45号議案

八王子市奨学資金支給条例の一部を改正する条例設定について

八王子市奨学資金支給条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市奨学資金支給条例の一部を改正する条例  
八王子市奨学資金支給条例（昭和35年八王子市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(支給額及び支給期間) 第3条 奨学金の支給額は、月額 <u>1万1,000円</u> とする。 2 (略)	(支給額及び支給期間) 第3条 奨学金の支給額は、月額 <u>1万円</u> とする。 2 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

